

税制上の支援措置の概要（設備等投資促進税制（法人税））

国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、次のような特別償却又は税額控除ができる措置。（総合特別区域法第26条）

1 対象事業 総合特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ① 経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するもの
- ② 地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの

2 対象分野 「環境保全」、「医療」、「産業技術」 ※詳細は総合特別区域法施行規則に規定

ア. 特別償却又は法人税額の特別控除

| | | |
|-----------|-------------------------|--|
| 対象設備 | 機械・装置（取得価額が2千万円以上） | ※ 令和6年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 <ul style="list-style-type: none">・ 特別償却率：34%（建物等は17%）・ 税額控除率：10%（建物等は5%） |
| | 開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上） | |
| | 建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上） | |
| 特別償却率 | 取得価額の30%（建物等は、取得価額の15%） | |
| 税額控除率（注1） | 取得価額の8%（建物等は、取得価額の4%） | |

（注1）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

イ. 設備等取得の期間

法人指定の日から、令和10年3月31日までの期間